

★ ★ ★ ★  
COLUMN

## That's so American!!

ノースカロライナ州から

さまざまな医療にまつわる出来事を紹介

# 第11回 救急車の自己負担 ～自由価格制度と契約外救急車～

ノースカロライナ州メディケア・カウンセラー

アメリカ病院経営士会認定病院経営士 薬剤師（日本） 河野圭子

アメリカの救急車（救急搬送）は有料であり、健康保険の救急車給付と自己負担から支払われます。保険適応ならアフォーダブル感がありますが、実際は自己負担が数百ドル（数万円）に及んだり、保険適応外になって千ドル（15万5千円）を超えることも珍しくありません。

### 救急車の診療報酬額

救急車は、医療「プロバイダー」の位置付けであり、救急搬送の緊急性・救急処置・走行距離が、診療コード（CPTコード、HCPCSコード）に組み込まれています。各診療報酬金額は、EMSと呼ばれる自治体の救急隊や民間救急会社が独自に設定できる、自由価格制度になっています。

### 救急車の請求までの流れ

救急車を呼ぶには、911（日本の119番）に電話をかけます。ディスパッチャーから、救急トリアージの質問を受けます。その結果とともに、必要な救急車と救急隊員（EMT、パラメディック）が現場に向かいます。救急隊員は、現場から患者さんに必要な処置をしながら病院ERに搬送します。

後日EMSは、救急車の診療報酬金額を算出し、利用者に請求書を送付します。利用者は、その請求書を保険会社に提出します。

保険会社は、給付条件に合っていたと判断すると、EMSに給付額の支払いと、利用者に自己負担額を知らせます。利用者は、この自己負担額をEMSに支払います。ちなみに、保険適応外や無保険の場合は、全額自己負担になります。

●救急車の運営形態や自治体の取り組みについては、『医事業務』2023年5月1日号（No.646）48ページの「民間企業が参入するアメリカの救急車ビジネス」も合わせて参考にしていただければ幸いです。

### 救急車給付が使えない、保険契約外の救急車

多くの健康保険は、救急車給付条件として、「生死にかかる症状、緊急性を要する場合」としています。万一、保険適応外と判断された場合、全額自己負担になります。救済策として、保険会社に救急車が医療上必要だったことを証明する書類を提出して再検討を依頼できますが、容易なプロセスではありません。

ほかに高い自己負担がでてしまうのは、自分の健康保険の契約外EMSの救急車で搬送された場合です。この場合、給付条件は満たしていても、保険会社からの支払いは少なく、かなりの自己負担になります。かといって、911から出動要請される救急車が、契約救急車かどうかの確認と選択の余地はありません。救済対策として、契約外救急車利用者を支援する州や自治体も出てきていますが解決には至っていません。

### 今後の課題

メディケア相談では、地元の高齢者から、自分は緊急性を感じて救急車を利用したが、保険会社が緊急性を認めずに保険適応外にならうどうしようか、という不安の声が増えています。これは高齢者に限らず、こちらの救急車利用に関する課題になっています。

根底にあるのは、救急車保険適応外や契約外救急車であった場合、自由価格制度であるがため救急車料金に歯止めが利かないことです。今後、地方自治体から救急車料金の改善が進み、連邦レベルに届くことを期待したいと思います。M